

平成24年第2回（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会



平成24年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次  
第1日（10月26日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会・開議宣告(午後1時25分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	5
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	7
日程第2 会期の決定について	7
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	9
日程第5 議案第7号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	10
日程第6 議案第8号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	11
日程第7 議案第9号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	22
日程第8 議案第10号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	23
日程第9 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について	25
議了宣告	26
広域連合長の閉会挨拶	26
閉会宣告(午後2時32分)	27
会議録署名	28

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第15号

平成24年10月26日(金曜日) 国保会館6階大会議室 I

出席議員

1番	今田良治
2番	佐々木壽吉
3番	若林新三
4番	碓氷芳雄
5番	加藤忠二
7番	脇本茂紀
8番	高下正則
9番	檀上正光
10番	高橋輝幸
11番	小林茂裕
12番	加藤吉秀
13番	沖原賢治
14番	竹内光義
15番	西川健三
16番	坂本一彦
17番	三分一博史
18番	青原敏治
19番	山本一也
20番	梶川三樹夫
21番	前田勝男
22番	馬上勝登
23番	折出直幸
24番	中本正廣
25番	伊藤久幸
26番	辰田真司
27番	豊田勲
28番	小林貢

欠席議員

6番	神田隆彦
----	------

説明員

広域連合長	伊藤吉和
代表監査委員	高見貞四郎
広域連合事務局長	山本宏治
広域連合事務局次長兼総務課長	竹田幸生
業務課長	楠木満
総務課企画財政係長	南克仁

議事補助員

議会事務局長	森 岡 良 夫
議会事務局次長	貝 野 輝 充
書記	瀬 尾 朋 文

---

議事日程（第1号）

（平成24年10月26日 午後1時25分開議）

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 副議長の選挙について

日程第4 議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第5 議案第7号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

日程第6 議案第8号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定

日程第7 議案第9号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第10号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第9 会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午後 1 時 25 分                      開      会

○広域連合議会事務局長（森岡良夫）

申し上げます。

本日の定例会は、議長、副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、海田町の前田議員が年長でございますので、前田議員に臨時議長として議事進行を行っていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（前田勝男）

ただいま紹介いただきました海田町の前田です。

地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員 27 名であります。

地方自治法第 113 条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 24 年第 2 回広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

失礼をいたします。平成 24 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり、国においては、従来よりこの後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度を創設するということがそのための検討が進められてまいったところでございます。

このような中で、本年 2 月にまとめられました「社会保障・税一体改革大綱」では、「関係者の理解を得た上で平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する」旨が明記をされておりました。

しかしながら、このような法案はいまだに見ておらないわけでございますが、そ

して加えて本年6月に社会保障・税一体改革に関する3党合意におきまして、「状況等を踏まえ、必要に応じて、国民会議において議論し、結論を得ることとする。」ということになっておりまして、先行きは大変不透明といえますか、よく分からない状況になっております。

しかしながら、従来の廃止一辺倒の建前ではなくなりつつあるようにも感じております。

しかし、いずれにいたしましても、私どもといたしましては、こういった新制度を巡る国の動向等をしっかり把握しつつも、日々必要な医療をまかなっていくための現行制度の着実な運営に努めていく必要がございます。

この定例会に提出いたしております議案は、平成23年度歳入歳出決算認定並びに補正予算等の重要案件ばかりでございます。

決算につきましては、本制度発足後4回目となる決算でございます。議会の皆様と各市町の協力をいただきまして、今では大変安定した財政運営状況になっていくと認識しております。これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（前田勝男）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。

この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前田勝男）

御異議なしと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（前田勝男）

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

この際、御報告いたします。

一身上の都合により広島市の佐々木壽吉議員から6月25日付け、星谷鉄正議員から6月15日付け、永田雅紀議員から6月18日付け、森本真治議員から6月15日付け、呉市の茶林正議員から9月4日付け、府中市の丸山茂美議員から5月15日付けで辞職願が提出されております。閉会中につき、それぞれ広島市の佐々木議員、星谷議員、永田議員及び森本議員については6月25日付け、呉市の茶林議員については9月7日付け、府中市の丸山議員については5月15日付けで許可しておりますことを御報告いたします。

---

## △ 日程第2 「議長の選挙について」

### ○臨時議長（前田勝男）

次に、日程第2「議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○臨時議長（前田勝男）

御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名は、臨時議長において行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○臨時議長（前田勝男）

御異議なしと認めます。

臨時議長が指名することに決定しました。

それでは、議長に2番佐々木議員を指名します。

お諮りします。

ただいま私が指名しました2番佐々木議員を議長の当選人と決めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（前田勝男）

御異議なしと認めます。

よって、2番佐々木議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐々木議員が議場におられますので、当選の告知をします。

以上で私の議事進行の職務を終わり、議長と交代致します。

御協力ありがとうございました。

○議長（佐々木壽吉）

ただいま議長に選出いただきました佐々木でございます。

一言御挨拶をさせていただきます。

引き続き広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄でございますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐々木壽吉）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規定第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

なお、本日の会議録署名議員として 18 番青原議員，28 番小林議員を指名いたします。

---

### △ 日程第 2 「会期の決定について」

○議長（佐々木壽吉）

それでは、日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日 1 日間と決定いたします。

---

### △ 日程第 3 「副議長の選挙について」

○議長（佐々木壽吉）

次に日程第 3 「副議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名は、議長において行いたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に11番小林議員を指名します。

お諮りします。

11番小林議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

よって、11番小林議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林議員が議場におられますので、当選の告知をします。

それでは、小林議員を紹介します。

11番小林議員。

○副議長（小林茂裕）

失礼します。福山市議会の小林でございます。ただいま本議会の副議長に選出いただきまして誠にありがとうございます。微力でございますが議長を補佐し、本議会が円滑に進行するように皆さんの御指導・御協力をよろしく願いまして簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、高見代表監査委員、山本広域連合事務局長、竹田事務局次長兼総務課長、楠木業務課長、総務課企画財政係南係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配布いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

△ 日程第4 「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第4「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、加藤忠二議員の退席を求めます。  
本件の説明を求めます。

◎広域連合長（伊藤吉和）  
（挙手）

○議長（佐々木壽吉）  
広域連合長。

◎広域連合長（伊藤吉和）

ただいま上程されました議案第6号について御説明申し上げます。

本案は、茶林正氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として加藤忠二氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案書（人事案件）の履歴書にございますように、加藤忠二氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。  
本件を採決いたします。  
本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議がないものと認めます。よって、本件は同意されました。  
退席中の加藤議員の入場を許可いたします。

○議長（佐々木壽吉）

加藤議員の選任については、同意されました。

---

**△ 日程第5 「議案第7号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」**

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第5「議案第7号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

「議案第7号 専決処分の承認について（平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。

この補正は、平成23年度後期高齢者交付金の額の確定に伴い、超過交付となった額を社会保険診療報酬支払基金へ返還するため、所要の補正を行ったもので、返還の通知があった日から返還金の納付期限日までの期間が短く、議会を召集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

4ページ、5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、まず5ページの歳出を御覧ください。

「8款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」に後期高齢者交付金の返還金として5億8,636万1千円を追加するとともに、この財源とするため、同額を4

ページ歳入の、「8款 繰入金」「2項 基金繰入金」へ給付準備基金からの繰入  
れを追加しております。

以上、上程されました議案につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、  
御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採  
決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は承認されました。

---

## △ 日程第6 「議案第8号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合 歳入歳出決算認定」

○議長（佐々木壽吉）

次に日程第6「議案第8号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳  
出決算認定」を議題とします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただ  
いても結構です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

「議案第8号 平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。

私が「議案書」について説明し、別冊2の「平成23年度歳入歳出決算書附属書類」及び別冊3の「平成23年度主要な施策の成果説明書」について事務局次長及び業務課長に説明させます。

なお、これらの説明の前に当広域連合の被保険者数や医療給付の状況を簡単に説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

監査委員から提出されております別冊4「平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算及び審査意見の提出について」を活用させていただきます。

別冊4の22ページを御覧ください。

表の1行目、区分A欄のとおり平成23年度被保険者数は、35万47人で、前年度から2.5%、8,624人の増となっております。

保険者負担額であります医療給付費は、表の3行目、C欄のとおり、3,365億9,654万8千円で、前年度から3.6%、116億9千万余の増となっております。

被保険者1人当たりでは、表の一番下の欄のとおり、96万1,575円で、前年度から1.0%、9,955円の増となっております。

また、1人当たりの医療給付件数は、下から2番目の欄のとおり、33.4件となっております。

医療給付費の増加は全国的な傾向で、高齢化の進展による被保険者数の増加、医薬品や医療技術の新規保険適用など、医療の高度化が主な要因とされています。

1人当たりの医療費の全国比較では、本県は、高い順位で推移しておりますが、この傾向は、市町村国保の都道府県ごとの全国比較も同様で、特に入院以外での医療費が高い状況にあります。

健康に対する被保険者の意識とともに医療供給体制の充実や医療機関へのアクセスの良さなども要因の一つではないかと考えられます。

医療給付費の適正な負担に向けた取り組みといたしましては、後ほども説明いたしますが、医療機関等から提出される診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検、更にはレセプトに基づいて診療の状況を各被保険者に通知し、改めて確認していただく医療費通知、それから、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の普及促進などを行っております。

また、病気の予防や早期発見のための健康診査や人間ドックなどの保健事業といたしまして、市町への事業費の助成を行っております。

概況は、以上でございます。

それでは、議案書の説明に移らせていただきます。議案書の7ページ、8ページ

を御覧ください。一般会計の歳入でございます。

一番下の合計欄でございますが、予算現額が9億8,715万3千円、調定額、収入済額ともに9億2,526万2,763円でございます。

次の9ページ、10ページを御覧ください。

歳出につきましては、同じく一番下の合計欄でございますが、予算現額は9億8,715万3千円、支出済額は9億2,504万1,763円、不用額は6,211万1,237円でございます。

先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差し引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は22万1千円となり、平成24年度に繰り越します。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

それでは、ただいまから一般会計につきまして、別冊2「歳入歳出決算書附属書類」によりまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

1ページ、2ページをお開きください。

歳入でございます。款ごとに収入済額についての説明をさせていただきたく思います。

「1款 分担金及び負担金」の収入済額は7億7,177万9千円で、全額が23市町からの事務費分賦金でございます。

「2款 国庫支出金」は、保険料不均一賦課負担金及び後期高齢者医療制度事業費補助金で収入済額641万4,701円でございます。

「3款 県支出金」の保険料不均一賦課負担金では、収入済額は606万9,701円で、国庫負担金と同様でございます。

「4款 財産収入」は、全額が基金の運用による利子収入で、収入済額は72万3,164円でございます。

3ページ、4ページへ移りまして、「6款 繰入金」は、財政調整基金等の繰入金で、収入済額は9,194万7,810円でございます。

「7款 繰越金」の収入済額は4,778万7,287円、「8款 諸収入」の収入済額は54万1,100円となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

「1款 議会費」は、広域連合議会の開催に係る経費で、支出済額は76万907円、不用額は114万4,093円でございます。

「2款 総務費」は、事務費や光熱水費、職員の給料等負担金などの総務管理費や9ページ、10ページにございますけれども、選挙費あるいは監査委員などで、支出済額は3億1,732万9,725円、不用額は1,319万2,275円でございます。

9ページ、10ページをお開きください。

「3款 民生費」は、特別会計へ給付事業の事務費等への繰出金で、支出済額は6億695万1,131円、不用額は4,261万1,869円でございます。

続いて、13ページをお開きください。

こちらは、一般会計の「平成23年度 実質収支に関する調書」でございます。

議案書で説明させていただきましたように、「3 歳入歳出差引額」、及び「5 実質収支額」とも22万1千円でございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

次に、特別会計について御説明申し上げます。

まず、議案書11ページからの歳入でございます。

13ページ、14ページをお開きください。

表の一番下の欄でございますが、歳入合計の予算現額が3,546億951万3,258円、調定額が3,425億290万8,846円、収入済額が3,425億195万3,142円、収入未済額が95万5,704円でございます。

次に15ページから18ページにかけての歳出でございます。

17ページ、18ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額が3,546億951万3,258円、支出済額は3,425億149万7,134円、不用額は121億801万6,124円でございます。

先ほどの歳入の収入済額からこの支出済額を差引いた、表の下、欄外に記載しております歳入歳出差引残額は45万6,008円となり、平成24年度に繰越します。

次に、附属書類の説明をさせます。

◎業務課長（楠木満）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

業務課長。

◎業務課長（楠木満）

それでは、別冊2「歳入歳出決算書附属書類」の特別会計分について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

14 ページ、15 ページをお開きください。

「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の12分の1相当分の市町負担金で、収入済額は535億6,171万9,936円でございます。

「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付される調整交付金などの国庫補助金で、収入済額は1,132億7,952万1,248円でございます。

16 ページ、17 ページに移りまして、「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、収入済額は276億3,751万7,135円でございます。

「4款 支払基金交付金」は、医療給付費の10分の4相当分が、現役世代が加入する健康保険組合等から社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、収入済額は1,439億1,349万4,000円でございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。

「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、全国の広域連合の拠出金を基に、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、国保中央会を通じて交付されるもので、収入済額は5,076万3,714円でございます。

「6款 財産収入」は、基金の利子収入で、収入済額は334万7,987円でございます。

「8款 繰入金」は一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は36億1,416万5,327円でございます。

続いて、20 ページ、21 ページをお開きください。

「9款 繰越金」の収入済額は201万8,345円でございます。

「11款 諸収入」は、延滞金、預金利子、交通事故など第三者の行為により生じた給付に係る第三者納付金等を収入したもので、収入済額は4億3,940万5,450円、収入未済額は95万5,704円でございます。

収入未済額は、年度途中で被保険者の一部負担割合が1割から3割に変更となった場合などに、差額分を請求したものが一部未納となっているもので、今後も納付折衝を続け、1日も早く完納となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、歳出について御説明いたします。24 ページ、25 ページをお開きください。

「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、支出済額は6億2,959万4,439円、不用額は704万4,819円でございます。

続いて、26 ページ、27 ページをお開きください。

「2款 保険給付費」は、被保険者や医療機関に対して支払う療養給付費を中心とした給付費と審査支払い手数料で、支出済額は3,384億5,928万9,322円、不用

額は120億3,421万678円でございます。

続いて、28ページ、29ページをお開きください。

「3款 県財政安定化基金拠出金」の支出済額は、国・県と同額の3億858万7千円でございます。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、著しく高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、全国の広域連合からの拠出金をもとに実施される共同事業に対する拠出金で、支出済額は6,100万9,020円、不用額は249万2,980円でございます。

「5款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査や健康増進事業などに対する補助金を交付したもので、支出済額は1億9,692万2,914円、不用額は2,998万2,086円でございます。

「6款 基金積立金」は、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金で、支出済額は17億7,793万3,987円、不用額は1,013円でございます。

続いて、30ページ、31ページをお開きください。

「8款 諸支出金」は、国庫負担金の返還金や保険料還付金等で、支出済額は10億6,816万452円、不用額は603万7,548円でございます。

続いて、32ページをお開きください。

特別会計の「平成23年度 実質収支に関する調書」でございます。

議案書で説明いたしましたとおり、「3 歳入歳出差引額」、及び「5 実質収支額」とも45万6千円でございます。

続いて、33ページをお開きください。

「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、平成23年度末時点での基金残高は、財政調整基金が4億7,033万2千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金が24億414万4千円、後期高齢者医療給付準備基金が32億7,415万6千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

最後に、別冊3「平成23年度主要な施策の成果説明書」について、主なものを御説明いたします。

まず表紙から5枚目、4ページをお開きください。

まず一般会計のうち、「（2）後期高齢者医療特別会計繰出金事業」でございます。

特別会計で行う給付事業に要する事務費の財源、不均一賦課に伴う保険料収入減の影響分の補填財源として、一般会計から特別会計へ6億695万1,131円を繰出したものでございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

12ページをお開きください。

「(1) 後期高齢者医療広報事業」でございます。後期高齢者医療制度の周知に係る広報活動を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。

中ほどの表にございますように、平成24年3月に保険料率改定に係る新聞折込チラシあるいは、平成23年7月には、被保険者証更新を周知するポスターを作成・配布しました。

また、パンフレットを作成し、被保険者証の更新にあわせて全被保険者に送付しました。

14ページ「(3) 医療費適正化対策事業」についてでございます。

医療費の適正化を図るため、まず、レセプト点検は、横覧及び縦覧点検や、再審査調書の作成などを国保連合会へ委託したもので、平成23年度は、32億6,921万1千円の給付費の削減を図ることができました。

また、年3回に分けて、医療費通知を送付するとともに、ジェネリック医薬品希望カードを被保険者証送付時・受渡し等に配付し、後発医薬品の周知を実施したものでございます。

15ページをお開きください。

「(4) 療養諸費事業」でございます。

診療費や調剤などの療養給付費、コルセット等治療用装具の作成した場合や、医師の指示によるはり・きゅう、あんま、マッサージなどの療養費等の給付を行っており、合計で3,245億5,444万1,571円の負担額となっております。

また、国保連合会に委託して、レセプトの審査等や医療機関への支払いを行っております。

17ページをお開きください。

「(5) 高額療養諸費事業」でございます。

月間で自己負担限度額を超えた場合の高額療養費、年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が基準額を超えた場合の高額介護合算療養費の給付を行ったものでございます。

先ほど御説明した療養給付費、療養費等と高額療養費及び高額介護合算療養費を合わせた、保険者の負担した医療給付費は、下段の参考表のとおり全体で3,365億9,654万8,801円、1人当たり96万1,575円となっております。

18ページに移りまして、「(6) 葬祭費事業」でございますが、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対しまして3万円を支給するもので、平成23年度は合計で2万570件、6億1,710万円を支給しております。

20ページをお開きください。「(8) 健康診査費補助事業」でございますが、これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業に対し、補助金を交付し、受診を促進したものでございます。

受診者数は、21,616人、受診率は、7.62%となっております。

21ページをお開きください。

「(9)健康増進費補助事業」でございます。これは、市町が実施した人間ドック等の費用助成をはじめ、表にございます6つの区分、全部で31事業に対して補助金を交付し、被保険者の健康づくりを促進したものでございます。

以上で議案第8号「平成23年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。

御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◆27番（豊田勲議員）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

27番豊田議員。

◆27番（豊田勲議員）

あの、4点ほど質問させてください。

○議長（佐々木壽吉）

手短にお願いいたします。

◆27番（豊田勲議員）

はい、手短に。お願いします。監査委員さんが書かれた別冊4のこの24ページから25ページですね。一つずつ言います。

24ページでは、一番下のほうに、「後期高齢者医療制度の実施に当たっては、被保険者の理解を得ることが重要であり、今後も引き続き、国や県、各市町と連携して、被保険者に分かりやすい広報の充実に努められたい」と意見を述べられているが、どういう点が分かりにくかったのか、どういう点をこの中でされたのか。監査委員がね。執行者はどういう考えをもって回答されとるんか、どういうことを今度しようとされとるんか。お年寄りによっては目が見えない人もおられましょうし、読みにくい、分からんからまったく読まないという人もおられるのですが、どのようにされるのかがまず1点。

それから、その下に電算処理システムと書いてあります。これについて、パソコ

ンへのウイルス攻撃などによって、情報の流出あるいは事件を、うん、なんていうんですか、作った事件をすとか言って大きな問題になりまして、3人とか4人が逮捕されてあとで釈放されるという事件もありましたが、そういうことに関して、医療制度の中でパソコンの攻撃等が行われたことがないのかどうか。情報の流出がないか。どのような対策を採っておられるのか。

いっぺんに言いますか。分けて言ったほうがいいですか。

○議長（佐々木壽吉）

じゃあ、いっぺんに言ってください。

◆27番（豊田議員）

いっぺんに。はい。じゃあ次に25ページ。後発医薬品について書いてあります。まず、よく知らないんですが、後発品とはどういう分類に入るのか、後発品ではないのはどういうのがあるのか。正直な問題ですが、その後発品とそうでないものの薬価の比較とかまったく分からないんですね。後発品を使え使えと、ジェネリックを使えと言うが、中身がどうかとほとんど説明していない。これまで見たことない。市町村が配るやつでね。それで、後発医薬品と言う表現よね。だいたいプロ野球でも最初に登板するピッチャーは先発投手と言う。先に作られたものが先の薬だと、後発品は後から開発されたもの。表現がどうも分かりにくい。ジェネリックと言っているかもしれんが年寄りには分かりにくい。そこは正しく、また被保険者は窓口はその紙を提出してジェネリックということですが、実際に医師のところへ届いているのかどうかの点検、あるいはこの後期医療チームがですね、医療機関にジェネリックを使ってもらおうよう働きかけているのかどうか。ただ、被保険者にこういうのを渡しているだけなのか。あるいは全国の都道府県によって差があるのかどうか。まああると思うんです。一生懸命取り組んでいるところと取り組んでいないところでは差があって莫大な医療費に影響が出ていると思うんですよ。そこはどこなのか。広島県の場合どういう位置付けにあるのか。

それから、最後ですが健康診査受診者は、22年度と比べ増えているものの受診率は7.62%だと。しかし22年度の7.69%と比べてわずかに減少しているという表現ですが、ちょっと意味が分からないですね。22年より増加しているのに、ぱっとしょうらん。どういう意味かちょっと書き方をもっと見やすく書くべきではないのか。の4点です。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

4点ございました。まず広報の関係でございますけれど、主要施策の成果の中で説明させていただきましたように、パンフレット等の配布と私の広域連合での行っているものはパンフレットの配付でございます。35万人の方々がいらっしゃいますので、お一人お一人にパンフレット等の送付をさせていただきました。それから、料率改定がございましたので、新聞広告をさせていただきました。それから、各それぞれの身近な広報となりますとやはり市町の広報誌とっておりますので、この広報等に掲載していただくお願いをいたしましたし、各市町主体的に掲載いただいております。数多くの方々がいらっしゃいますし、経費等さまざまな要因がございますけれども、今の方法が十分かどうかということは確かにございますけれども、出来るだけ広報をしておるつもりでございます。

それから、システムのセキュリティの関係でございますけれども、おっしゃるとおり我々だけでは十分な知識等を持ち合わせておりませんので、これにつきましては外部委託という形で日々監視等していただくということでお願いしております。現在のところは適正に運用されているような認識をもっております。

それから、ジェネリックの関係でございますけれども、これは、後発薬、先発薬というお話が先ほどありましたけれども、特許の切れた薬につきまして、特許にある成分等の内容の薬を作りまして、これを後発薬品の会社が発売しておるということでありますけれども、先発薬品につきましては開発費が相当かかっておりますので、その部分について安価に提供できるということでございます。ただその額につきましてはさまざまな種類の薬がありますので一律に何パーセント安くなるかと言えないのが状況でございます。

それから、医療機関への働きはどのようにしているのかということがありましたが、それにつきましては患者さんといいますか被保険者の方の意向等もございまして、さまざまな要因がございます。そういったことで被保険者の方々に対しましては通知等を差し上げてこれを後発品に替えられましたら具体的な種類を挙げまして、どのくらい安くなるかお知らせをしております。

それから各医師会に対しましてですね、我々はこういう取組を行ってまいりたいと考えておりますので御協力をいただきますようにということでお願いにあがっておることでございます。

それから、全国との差ということでございましたけれどもなかなか数字が違いますけれどもだいたい今、数量、いわゆる数量ベースと言われているんですけども後発薬の調剤がですね広島県では20%ちょっとということでございまして、全国の平均とそれほど大きくは変わっていない状況というのがあります。都道府県ごとに確かに違いがあることはございます。

それから健康診査につきましては、受診率は確かに前年度と比べて減りましたけれども、全体の被保険者数が増えていますので、受診された方は増えておることです。少し説明が不十分であったかと思いますが、内容はそういうことですのでどうぞよろしく申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

はい27番。あの恐れ入りますが10分以内となっていますので。

◆27番（豊田勲議員）

10分以内ね。あのジェネリックのことね。ありがとうございます。レセプト点検されるわけですよ。なら、この病気に対しては、後発品、ジェネリックでよいと指摘されるわけですよ。積極的にやっていけるのかどうかですよ。分かついても医療機関に言いにくい。患者はよう分かんですからね、実際には。これはジェネリックです、これはジェネリックではないです、とはいちいち分からない。積極的に使ってもらって医療費を安くしてもらって保険料や一部負担を上げないようにしていかなといけんと思うんですよ。まあ、みんなの願いでもあるんで、いま20%と言われたよね。後発品は。これをもっともっと上げていくことが求められていると思うんですよ、レセプトに関してどのように成果を挙げているのかいまいちじゃあないかと思うんです。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

はい。ただいまジェネリックの利用促進についてのお話がありました。レセプトデータからの点検、個別に先発薬を後発薬に替えたかどうかというお知らせをしたらどうかという提案であったかと思えますけれど、これにつきましては本年度からですね、個別にある程度の効果が認められる、効果が認められるというのは我々からしましたら金額的な効果なんですけれども、効果が認められる人に関しまして現在使われている先発薬を後発薬に替えられた場合には月額でこのぐらいの調剤費、薬剤費が安くなりますよという通知を差し上げることにしました。現在、その効果等につきましてはまだ結果が出ておりませんので今後分析をするという予定にしております。

○議長（佐々木壽吉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は認定されました。

---

**△ 日程第7 「議案第9号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」**

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第7「議案第9号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第9号 平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」についてでございます。

議案書の19ページをお開きください。

平成24年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万1千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億766万1千円とするものでございます。

この補正の内容は、平成23年度の決算剰余金を歳入の繰越金に計上するとともに、歳出に平成23年度国庫補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

20ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

歳入の「7款 繰越金」，「1項 繰越金」に、決算剰余金の22万1千円を追加し、21ページ歳出の「2款 総務費」 「1項 総務管理費」に返還金の22万1千円を追加しております。

以上、上程されました議案につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第 8 「議案第 10 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第 8 「議案第 10 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（山本宏治）

ただいま上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

「議案第 10 号 平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についてでございます。

議案書の 22 ページをお開きください。

平成 24 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 3,574 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,654 億 3,447 万 7 千円とするものでございます。

この補正の内容は、平成 23 年度市町負担金、国庫負担金等の精算に伴い追加納付又は返還となる額を、それぞれ歳入歳出予算に計上し、併せて財源を組み替え、基金繰入金を減額するものでございます。

23 ページをお開きください。

歳入でございますが、「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の補正額の欄 6 億 2,653 万 2 千円の追加は、平成 23 年度の市町負担金の精算に伴い、市町から広域連合へ追加納付となる額を計上したものでございます。

「2 款 国庫支出金」「1 項 国庫負担金」の 1,677 万 5 千円の追加は、平成 23 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、国から広域連合へ追加納付となる額を計上したものでございます。

「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 10 万 3 千円の追加は、平成 23 年度の災害臨時特例補助金の精算に伴い、国から広域連合へ追加納付となる額を計上したものでございます。

「3 款 県支出金」「1 項 県負担金」の 1,677 万 5 千円の追加は、平成 23 年度の高額医療費負担金の精算に伴い、県から広域連合へ追加納付となる額を計上したものでございます。

「8 款 繰入金」「2 項 基金繰入金」の 2 億 3,342 万 9 千円の減額は、議案第 7 号の専決処分で補正計上した社会保険診療報酬への支払基金返還金の財源の一部を、給付準備基金繰入金から市町負担金等に組み替え、減額するものでございます。

「9 款 繰越金」「1 項 繰越金」の 45 万 5 千円の追加は、前年度の決算剰余金を計上したものでございます。

「11 款 諸収入」「1 項 延滞金、加算金及び過料」の 62 万 3 千円の追加及び「3 項 雑入」の 791 万 2 千円の追加は、平成 23 年度の延滞金、保険料還付金、健康診査補助金等の精算に伴い、市町から返還となる額を計上したものでございます。

続きまして、24 ページをご覧ください。

歳出でございますが、「8 款 諸支出金」「1 項 償還金及び還付加算金」の 4 億 3,574 万 6 千円の追加は、平成 23 年度の療養給付費負担金などの市町負担金、国庫負担金、県負担金などの精算に伴い、広域連合から市町、国及び県へ返還する額を計上したものでございます。

以上、上程されました議案につきまして御説明申し上げましたが、御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木壽吉）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

## △ 日程第9 「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」

○議長（佐々木壽吉）

次に、日程第9「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

◆1番（今田良治議員）

（挙手）

○議長（佐々木壽吉）

1番今田議員。

◆1番（今田良治議員）

「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について」説明させていただきます。

会議案第 1 号を御覧ください。

この度、地方自治法の一部が改正されたことに基づきまして、必要な規則の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方自治法第 115 条の次に新たに第 115 条の 2 が追加され、これまでの第 115 条の 2 が第 115 条の 3 に繰り下げられたことにより、本規則の修正の動議の条文中の引用規定を繰り下げるものでございます。

以上議員各位の御賛同を求めます。

○議長（佐々木壽吉）

お諮りいたします。

本件は、事後の議事手続きを省略して、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐々木壽吉）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐々木壽吉）

起立総員。よって、本件は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

---

◎広域連合長（伊藤吉和）

平成 24 年第 2 回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重かつ大変速やかに御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

引き続き、円滑な本制度運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますことを改めてお願い申し上げて、閉会の挨拶に替えさせていただきます。

きます。

どうもありがとうございます。

---

○議長（佐々木壽吉）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきましてありがとうございます。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後 2 時 3 2 分

閉 会